

新型コロナウイルス感染症に伴う市立小中学校の対応について

令和2年4月30日
磐田市教育委員会

本市においては現在、感染者は確認されていないものの、静岡県内において断続的に感染者が発生し予断を許さない状況であることから、次のとおり市立小中学校の臨時休業期間を5月末日まで延長します。

1 市立小中学校の休業期間

現在：4月11日（土）～5月10日（日）

今回：5月11日（月）～5月31日（日）

2 課題の受け渡し・心身の健康確認・学校再開準備

時差通学や学年別等の分散登校等により、登校する日を設定することがあります。また、担任教員による家庭への電話や訪問を行うことがあります。

※学校再開に当たっては、感染症の状況を確認しながら、再開前の一週間を「学校再開準備週間」とし、児童生徒の「心慣らし」「体慣らし」のために登校する日を設ける予定です。

3 放課後児童クラブの閉所期間

現在：4月27日（月）～5月10日（日）

今回：5月11日（月）～5月31日（日）

※放課後児童クラブの利用料の取扱いについては、後日通知する予定です。

4 子どもの居場所確保が困難な家庭への対応

次に該当する場合に限定して、学校及び放課後児童クラブでお預かりします。

- (1) 保護者が医療従事者である場合
- (2) 保護者が社会機能を維持するために就業することが必要な場合
- (3) ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合
- (4) 障害があることにより一人で過ごすことが難しい場合
- (5) その他やむを得ない理由がある場合

5 学校給食の取扱い

給食費の口座振替は予定どおり行い、年間の実施日数が決まり次第、清算します。

※夏休みが授業日となった場合は、できるかぎり給食を実施する予定です。

6 保護者の皆様へのお願い

次の3点について、ご家族の皆様にお声掛けをお願いします。

- ・風邪の症状がみられる場合は、症状がなくなるまで自宅静養すること。
- ・不要不急の外出は控えること、こまめな手洗いやマスクの着用など、徹底的に感染リスクを避ける行動を取ること。
- ・感染が広がっている地域への往来など、感染の可能性が少しでもある人は、2週間程度、他者との接触を控えること（自己隔離）。

上記は、4月30日時点における方針であり、今後の状況によって変わる可能性があります。